

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下妻市は、介護保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下妻市長

公表日

令和7年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請、認定調査、審査資料作成、審査結果の管理を行う。 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。
③システムの名称	介護保険システム 介護保険認定審査支援システム(事務支援システム) 介護保険認定審査支援システム(訪問調査支援システム) 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部長寿支援課
②所属長の役職名	長寿支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下妻市保健福祉部長寿支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下妻市保健福祉部長寿支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、介護保険事務では、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人手が介在する局面で以下のような対策を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚・キャビネット等に保管することを徹底する。 ・書類廃棄の際には、特定個人情報の有無を確認し、適切に処理する。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムの起動において、静脈認証によりアクセスが可能な職員は限定されており、アクセス権限の適切な管理を行っている。さらに、離席時にはログアウトをするなどの対策により、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I－5－②	介護保険課長 斉藤信也	介護保険課長 杉山 誠	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成29年7月14日	I－1－③	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事前	
平成29年3月30日	I－1－②	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課徴収、 受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分 の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格および認定情報管理 ⑤被保険者の給付状況管理 ⑥給付制限を行うための滞納情報の確認	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給 者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	各事務項目の具体的内容の追記修正
平成29年3月30日	I－1－③	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	伝送通信ソフトの説明追記
平成29年3月30日	I－3	1. 番号法第9条第1項、別表第一第68項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	根拠法令の詳細表記
平成29年3月30日	I－4－②	1. 番号法第19条第7号、別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,117の項(別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条(命令における情報照会の根拠) 第46,47条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117の項 並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	法令根拠の追加に伴う追記修正
平成31年4月1日	I－5－②	介護保険課長 杉山 誠	介護保険課長	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和4年10月1日	I－1－②	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請、認定調査、審査資料作成、審査結果の管理を行う。 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	介護保険認定審査支援システム(アイラビット)導入につき追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I－1－③	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	介護保険システム 介護保険認定審査支援システム(事務支援システム) 介護保険認定審査支援システム(訪問調査支援システム) 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	介護保険認定審査支援システム(アイラビット)導入につき追記
令和7年7月1日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	
令和7年7月1日	I－4－②	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117の項 並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	■情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事後	
令和7年7月1日	I－5－①	保健福祉部介護保険課	保健福祉部長寿支援課	事後	課名の変更
令和7年7月1日	I－5－②	介護保険課長	長寿支援課長	事後	課名の変更に伴う変更
令和7年7月1日	I－7	下妻市保健福祉部介護保険課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)	下妻市保健福祉部長寿支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	事後	庁舎移転に伴う変更
令和7年7月1日	I－8	下妻市保健福祉部介護保険課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)	下妻市保健福祉部長寿支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	事後	庁舎移転に伴う変更
令和7年7月1日	II－1	平成28年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	II－2	平成28年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	IV－8	－	(新設項目により追加)	事後	新様式対応
令和7年7月1日	IV－11	－	(新設項目により追加)	事後	新様式対応